

法制審議会の民法
(債権関係)改正部会

現在、法務省の法制審議会民法(債権関係)部会(以下「法制審」という)は、民法(債権法)の抜本的改正を二〇〇九年一月から二年を目処として審議している。二〇一一年四月には法制審が中間論点整理を発表し、パブリックコメントを募集した上で、二〇一二年の通常国会に改正法案を提出する予定とされている。この債権法改正については、民法(債権法)改正検討委員会(委員長・鎌田薫 早稲田大学教授、事務局長・内田貴 法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与)が二〇〇九年四月に発表した「債権法改正の基本方針」(注・以下「基本方針」という)が下敷きとなっている。このことは法制審の部会長が鎌田薫教授であることや部会審議の内容から見て衆目が一致するところである。

労働法と民法の関係

ところで現在、労働法は、労働基準法(以下「労基法」という)、労働契約法(以下「労契法」という)をはじめ、労働組合法、労働安全衛生法、雇用の分野におけ

る男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パート労働者法)、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児介護休業法)、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)、職業安定法など多数存在する。特に、現在の労働法の基本として重要なものは、労基法、労契法である。

他方、一八九六年に制定された民法は、債権の契約各則に「雇用」(民法623条、631条)を定める。労働法の基礎となる使用者と労働者の契約関係(雇用契約・労働契約)には、民法の総則や債権法の条項がまず適用される。

この民法を基本としつつ、さまざまな労働法により民法が修正され、現行労働法体系が形成されている。例えば、民法627条1項は、期間の定めのない労働契約はいつでも解約できると定めている。つまり民法上は、解雇は自由にできる。しかし、この解雇自由の原則は、労契法16条にて修正されている。つまり「客観的に合理的な理由があり、社会的に相当」でなければ解雇は無効となる。このように雇用契約・労働契約については労働法

債権法改正で
労働法が変わる？

—法制審・基本方針に見る労働契約法への影響—

債権法の改正により、労働法関連実務はどのような影響を受けるのか。
労働契約法との関係を中心に解説する。

弁護士 水口洋介

が優先して適用される。そこで、債権法が改正されても、労働法に対して大きな影響がないと思われていた。基本方針でも「雇用」に関する規定は、将来的には「労働契約法」と統合するものとし、それまでの間は、「労働契約」の基本的な補充規範として必要な範囲で、現行規定を維持しつつ、整序するものとする」(3・2・12・A)としている。

民法(債権法)改正と
労働法への影響

しかし、法制審での審議を見ると、基本方針の方向での債権法改正が行われれば、企業の人事労務管理、労組の労使交渉にとっても影響は小さくない。その改正内容の評価は、労使の立場や価値観によって分かれると思われる。ただ、債権法改正によって、労働契約についての解釈の何がどう変わるかを知ることが、議論の前提として最低限必要であろう。以下、典型的な個別労働紛争を想定して、基本方針での改正案が、労働法の解釈にどのような影響を与えるかを検討する。

事例1 新しい公序良俗規定

A社は、業績が悪化して売上げが減少

したため、七月一日、労働者Bらの賃金を二〇%減額すると通知した(賃金は毎月二〇日締め当月二十五日払いであった)。その際に、労働者が減額に応じない場合には人員整理を実施せざるを得ないと述べた。Bはやむを得ず賃金減額の承諾書に署名押印した。しかし、Bは後に同意は無効であるとして減額された差額賃金を請求した。Bの請求は認められるか。

労働契約に定められた労働条件の変更は、個別の労使の合意(労契法8条)か、あるいは就業規則の変更に基づく必要がある(労契法9条、10条)。事例1の場合には、就業規則の変更をしていないから、個別の使用人と労働者の合意が有効であるか否かが問題となる。書面により労働者Bの承諾がなされていることから、労使の合意があったことは覆せない。問題は、この承諾が有効なものか否かである。



かわせ・ゆうじ 早稲田大学政治経済学部卒、三井信託銀行(現・中央三井信託銀行)入社。証券代行業務に従事し、2003年より現職。2006年早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了後、現在、同大学院法学研究科博士課程在学中。主要著書に『株券電子化後の株式実務』(共著、商事法務)、『株主総会のポイント』(共著、財経詳報社)がある。

(注1) 全国5証券取引所による平成21年度株式分布状況調査の調査結果2頁によると、外国法人等の保有比率は前年比2.5%増の26.0%となっている。
 ▶http://www.tse.or.jp/market/data/examination/distribute/b7gje6000000508d-att/bunpu2009.pdf

表1 平成22年3月期決算会社の定時株主総会開催日の状況(東証上場会社)

株主総会開催予定日	平成22年3月期				平成21年3月期			
	曜日	主な会社名(株主数:千人)	合計社数(3/31期以外の内数)	構成比	曜日	合計社数(3/31期以外の内数)	構成比	
5月28日	金	スクロール(6)	1	0.1%	木			
5月29日	土				金			
5月30日	日				土			
5月31日	月				日			
6月1日	火				月			
6月2日	水				火	1	0.1%	
6月3日	木				水			
6月4日	金				木			
6月5日	土				金			
6月6日	日				土			
6月7日	月				日			
6月8日	火	カワチ薬品(10)	1	(1) 0.1%	月	1	0.1%	
6月9日	水	ドリームインキュベータ(7)	1	0.1%	火	1	0.1%	
6月10日	木				水	1	0.1%	
6月11日	金	トラスコ中山(14)、カナレ電気(5)、日本鑄造(4)	5	(1) 0.3%	木	3	(1) 0.2%	
6月12日	土	KOA(8)	1	0.1%	金	7	(2) 0.4%	
6月13日	日				土	1	0.1%	
6月14日	月	日本電産サンキョー(8)	1	0.1%	日			
6月15日	火	アトム(48)、大末建設(8)、日本電産コパル電子(5)	7	(3) 0.4%	月	1	0.1%	
6月16日	水	阪急阪神HD(99)、あみやき亭(12)、アサヒHD(11)	13	(1) 0.7%	火	8	(2) 0.4%	
6月17日	木	カゴメ(150)、KDDI(74)、コロワイド(61)	27	(5) 1.6%	水	23	(2) 1.3%	
6月18日	金	ソニー(692)、NTTドコモ(326)、住友金属工業(229)	62	(1) 3.6%	木	35	(6) 2.0%	
6月19日	土	ファンケル(74)、ワタミ(63)、マネックスグループ(42)	12	0.7%	金	89	(1) 5.0%	
6月20日	日	マルシェ(11)、シンプレクス・テクノロジー(10)、アクセル(6)	3	0.2%	土	17	1.0%	
6月21日	月	全日本空輸(340)、富士通(169)、日立建機(53)	11	0.6%	日	7	0.4%	
6月22日	火	みずほFG(694)、三洋電機(255)、NEC(249)	85	(1) 4.9%	月	18	1.0%	
6月23日	水	東芝(417)、三菱自動車工業(412)、JR東日本(270)	121	7.0%	火	155	8.7%	
6月24日	木	NTT(1,000)、トヨタ自動車(628)、新日本製鉄(379)	194	11.1%	水	185	10.4%	
6月25日	金	東京電力(610)、野村HD(405)、ソフトバンク(310)	403	23.1%	木	292	16.4%	
6月26日	土	大和証券グループ本社(116)、ベネッセHD(34)、ラウンドワン(24)	15	0.9%	金	876	49.3%	
6月27日	日	エイベックス・グループ・HD(53)、松井証券(43)、カブドットコム証券(41)	4	0.2%	土	10	0.6%	
6月28日	月	第一生命保険(1,371)、ジェイエフイーHD(193)、三越伊勢丹HD(134)	28	1.6%	日	4	0.2%	
6月29日	火	三菱UFJFG(741)、日立製作所(369)、三井住友FG(368)	742	42.6%	月	42	2.4%	
6月30日	水	日本風力開発(18)、日本インター(7)、ソースネクスト(4)	3	0.2%	火	2	0.1%	
		合計	1,741	(13) 100%		1,778	(14) 100%	

出所:東京証券取引所が平成22年6月14日にウェブサイト上に公表した資料を基に作成。なお、同資料上は同年7月27日にも1社記載されているが、本表では割愛している(合計・構成比の計算上は加えている)。

※1 合計社数の括弧内数字は、3月20日など、3月31日以外を決算日とする会社の内数を指す。
 ※2 主な会社名は一部略称を含み、基本的に四季報上で株主数が多い順に記載をしている。なお、HDはホールディングスの、FGはフィナンシャルグループの略称をそれぞれ指す。
 ※3 主な会社名の括弧内数字は、EDINET上の有価証券報告書記載の単元株主数を千人単位で四捨五入したもの。

株主総会開催日の分散化と同様、従来から議決権行使環境整備の観点で促進が望まれていたものとして、招集通知の早期発送と電子投票制度の採用がある。

2 招集通知の早期発送・電子投票制度の採用

招集通知の早期発送については、昨年よりも促進されたようであり(次頁・表2)、アンケート調査に基づく限りではあるが、日立製作所、スズキ、東京瓦斯および大阪瓦斯の四社で四週間以上前の発送が行われている。

早期発送が進んだ背景としては、年度後半に外国人投資家が日本株を買い増したことによる外国人株主の保有比率増加等の株主構成の変化がまず挙げられる(注1)。

また、本年は買収防衛策導入会社においてサンセット条項による更新時期に当たる会社が多く、当社の調査では、三月決算会社で一七三件の継続があったようである(このほか新規二件、廃止一九件)。

い換えれば、六月後半のいずれかの日には開催されているということになる。



コーポレート・ガバナンスの最新動向をキャッチ

平成22年株主総会を徹底総括する!

中央三井信託銀行証券代行部 法務グループ 主席法務コンサルタント 川瀬裕司

はじめに
 本年株主総会は、一昨年秋の経済危機後ようやく回復の兆しが見られるようになった環境下で行われたものであり、株主還元と内部留保のバランスや、今後の事業展開に大きな関心が寄せられたことが特徴としてまず挙げられる。次に、昨年六月に金融審議会

融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループおよび経済産業省企業統治研究会が公表した各報告書を踏まえてなされた、企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」という)および証券取引所規則の改正によるコーポレート・ガバナンス関係の対応が求められたこと

が挙げられる。本稿は、かかる背景の下で開催された本年三月決算会社の定時株主総会の状況とその対応動向について触れるものであるが、構成上主な事項に限っている点、ならびに本稿執筆時点で公表されているものおよびそれに係る調査に基づいていること等から、今後判明す

1 株主総会開催日

議決権行使環境整備の観点で、従来から株主総会開催日の分散化が望まれており、その対応が図られてきた。

昨年六月総会では、東証上場会社における同一日の最高集中度(いわゆる集中度の集中度)は四九・三%と、一昨年の四八・一%に引き続き五〇%を下回っているが、本年は四二・六%とさらに下回っている(表1)。この主な要因としては、書面投票集計等の準備の関係上、月曜日総会は敬遠される傾向にあるところ、例年であれば集中日に当たる二九日が昨年は月曜日であったため、開催日の選択の余地が少なかったが、本年はそうした状況になく選択の余地が広がったことが挙げられよう。

また、近年株主総会の出席者が全体的には増加する傾向にあり、集中日に限らず収容可能な会場を確保することができるよう開催せざるを得ない、といった事情も関係しているように思われる。

これらの点を考慮すると、株主総会開催日の集中度の緩和はかなり定着したと言えそうである。言